

令和2年度年間指導計画を見直す際の参考資料

<特別の教科 道徳（小学校5年）>

- 道徳科においては年間10時間（隔週1回程度）以上の時数確保が望ましいと考える。
- 授業で取り上げる内容項目については、「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の4つの視点から、それぞれ1時間以上を扱うよう配慮する。中でも、新型コロナウイルス感染症を原因とする偏見・差別なども含めたいじめ防止のため、「公正、公平、社会正義」の内容項目については必ず授業で扱う。
- 小学校学習指導要領総則編では、道徳教育推進上の配慮事項として、各学校において、児童の発達段階や特性等を踏まえて指導内容の重点化を図ることが示されている。その際、「各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること」「第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重することに留意すること」としている。よって、道徳科の授業においても、これらに関連した内容項目を扱うことが望ましい。
- 重点的に指導する内容は、各学校が学校の実情や児童の実態を踏まえて決定するものであり、授業においても重点的に取り上げる内容項目の工夫が考えられる。各学年段階の内容項目について、相当する学年において全て取り上げることとするが、授業において、全ての内容項目を取り上げることができない場合、次のような工夫が考えられる。

- ・家庭学習において、教科書の教材を読んで自分の考えを書く課題を与え、教室に掲示するなどして意見の交流を図る。その後、他の意見に触れた後の自分の考えや感想を書かせることも考えられる。ただし、道徳科の評価には用いない。
- ・人権週間や学校行事等との関連を図り、振り返りの場面を活用して道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの指導の工夫をする。
- ・令和3年度までの教育課程を見通して検討を行い、次学年に移して教育課程を編成することも考えられる。

例：令和3年度35時間の内訳

・令和3年度で扱う内容項目	22時間
・令和2年度で扱えなかった内容項目	12時間
・各校の重点内容項目	1時間
計 35時間	

例：小学校5年の場合（◎：授業で必ず扱う内容項目。○：重点的に扱うことが望ましい内容項目。）

A	(1) 善悪の判断、自律、自由と責任	○	授業①
	(2) 正直、誠実		
	(3) 節度、節制		
	(4) 個性の伸長		
	(5) 希望と勇気、努力と強い意志		授業②（自校の重点）
	(6) 真理の探究		
B	(7) 親切、思いやり	○	授業③
	(8) 感謝		
	(9) 礼儀		
	(10) 友情、信頼		※人権週間の活用
	(11) 相互理解、寛容	○	授業④

C	(12) 規則の尊重	○	授業⑤
	(13) 公正、公平、社会正義	◎	授業⑥
	(14) 勤労、公共の精神		
	(15) 家族愛、家庭生活の充実		
	(16) よりよい学校生活、集団生活の充実	○	授業⑦
	(17) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	○	授業⑧
	(18) 国際理解、国際親善	○	
D	(19) 生命の尊さ	○	授業⑨
	(20) 自然愛護		
	(21) 感動、畏敬の念		
	(22) よりよく生きる喜び		授業⑩